

消防員用呼吸具の再充填装置及び予備シリンダに関する事項

改正規則等

鋼船規則 R 編

鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

消防員用呼吸具の再充填装置及び予備シリンダに関する事項

改正理由

2007 年に発生したフェロー諸島籍船舶“Hercules”の火災事故において、呼吸具の空気残量が不十分であったため消防員による救助活動に支障をきたした事例を受け、IMO において SOLAS 条約における消防員用呼吸具の再充填装置及び予備シリンダに関する要件の見直しが行われてきた。

現行の SOLAS 条約では、36 人を超える旅客を運送する旅客船に対してのみ、呼吸具のシリンダを再充填する装置を要求している。しかしながら、貨物船においても訓練等によってシリンダを使用する場合があります。火災時において十分な空気残量を確保できないことも想定されたことから、訓練に使用されたシリンダの再充填装置又は追加の予備シリンダの備え付けを義務付けることが検討された。

その結果、2012 年 11 月に開催された IMO 第 91 回海上安全委員会（MSC91）において、訓練により使用されたシリンダを再充填する装置又はその代替手段として適切な数の予備シリンダを船上に備え付ける旨の SOLAS 条約の改正が行われ、IMO 決議 MSC.338(91)として採択された。

今般、IMO 決議 MSC.338(91)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 訓練に使用される呼吸具に関して、シリンダを再充填する装置又は適切な数の予備シリンダを船上に備える旨規定した。
- (2) 2014 年 7 月 1 日前に建造開始段階にあった船舶に対して、前(1)の装置が備わっていることを 2014 年 7 月 1 日以降の最初の検査の時期までに確認を受ける旨規定した。